

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金に係る実施要領

(通則)

第1 この要領は、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付事務を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(交付申請書の提出期間)

第3 要綱第6条第1項に規定する期間は、当該年度の初日から当該年度の末日の属する年の3月1日(当該日が休日の場合は翌開庁日)までとする。

(抽選)

第4 要綱第7条第2項の予算の範囲を超えた日の交付申請は、要綱第8条第1項の交付決定の適否を判断した後、適格となる申請者の中で抽選を行い、当選及び落選を決定するものとする。ただし、落選者のうち、一定数を辞退等における繰り上げのための補欠として決定することができる。

2 前項ただし書の補欠が一定数に満たない場合、要綱第7条第2項の予算の範囲を超えた日後においても、補欠分として交付申請書を受け付けることができる。この場合において、補欠分としての申請者が一定数を超えるまで、要綱第8条第1項の交付決定の適否を判断した後、交付申請書を受け付けた各日の受付分ごとに適格となる申請者の中で抽選を行い、補欠の順位を決定するものとする。

3 市長は、補欠の決定を行ったときは、補欠番号を付して名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金補欠決定通知書(様式第1)(以下「補欠決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

4 補欠の決定を受けた者は、残予算が交付決定できる額に達した場合は番号順に交付決定されるものとする。ただし、補欠権利の期間は当該年度の末日の属する年の3月1日(当該日が休日の場合は翌開庁日)までとする。

5 補欠の決定を受けた者は、補欠を辞退する場合は、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金補欠辞退届(様式第2)を市長に提出するものとする。

(補助事業の完了報告期限)

第 5 要綱第 10 条第 1 項に規定する日は、当該年度の末日の属する年の 3 月 17 日（当該日が休日の場合は翌開庁日）とする。

(旧車の廃車期限)

第 6 要綱別表 2 の 1 の条件 2 に規定する日は、当該年度の末日の属する年の 3 月 17 日（当該日が休日の場合は翌開庁日）とする。

(申請書類等の受付)

第 7 交付申請書及び完了報告書は、第 3 及び第 5 に定める日まで持参、郵送又は電子メールで受け付けるものとする。なお、郵送の場合は、当該日までの消印のものを受け付けるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 16 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 20 日から施行し、平成 23 年 7 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 19 日から施行し、平成 24 年 11 月 19 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1

環大環第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金補欠決定通知書

年 月 日付けで申請されました名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金交付補助金については、次のように補欠として決定しましたので、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金に係る実施要領第 4 第 3 項に基づき通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、申請書記載のとおりです。

2 補欠番号 _____

3 留意事項

- (1) 本通知書は、補助金の交付決定を確約するものではありません。
- (2) 本通知書による補欠としての権利の有効期限は、当該年度の末日の属する年の 3 月 1 日（当該日が休日の場合は翌開庁日）までです。
- (3) 補助金の交付決定前に車両の購入に係る代金のお支払い及び新規登録をすると、補欠としての権利を失います。
- (4) 補欠を辞退される場合は、補欠辞退届(様式第 2)を提出してください。

様式第 2

名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金補欠辞退届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名又は名称
代表

年 月 日付け 環大環第 号 で補欠の決定を受けた名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金については、名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金に係る実施要領第 4 第 5 項に基づき、次のように辞退します。

1 辞退理由 (具体的に記入してください。)

2 添付書類

補欠決定通知書